

堺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

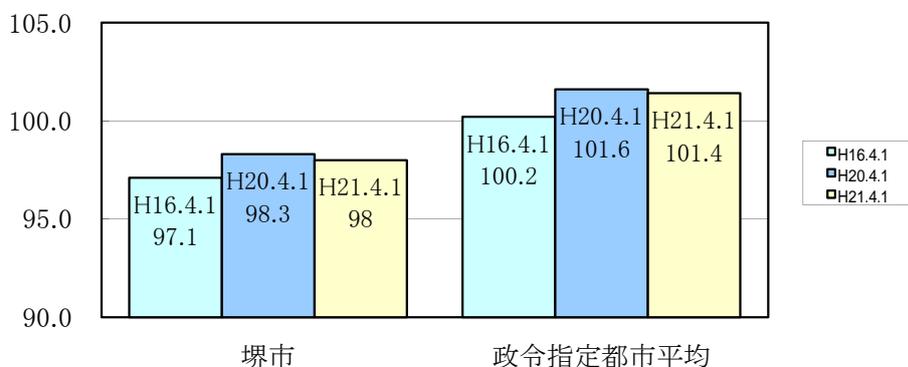
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件费率	(参考)
	(20年度末)	A		B	B/A	20年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	835,492	294,891,756	973,121	58,587,219	19.9	17.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	5,604	22,905,221	6,805,429	10,095,473	39,806,123	7,103	7,295

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 消防職員を含みます。

(3) ラスパイレス指数の状況(一般行政職員・各年4月1日現在)



地域手当補正後
ラスパイレス指数
(平成21年4月1日現在)

98.0

(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注)2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するために、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
21年度	407,089 円	407,578 円	△489 △0.12%	△0.12%	△0.12%	△0.22%

(注)1 「公務員給与」及び「較差」欄の上段は給与減額措置前、下段は減額措置後

(注)2 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給月数 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
21年度	4.14	4.50	△0.36	△0.35	4.15	4.15

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(注) 本市職員においては、期末手当・勤勉手当の減額措置が実施されています。(上記支給月数は減額措置前)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(全会計)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
堺市	43.8 歳	342,469 円	460,863 円	407,380 円
政令市平均	43.2 歳	348,210 円	468,953 円	414,437 円
大阪府	44.1 歳	318,265 円	422,710 円	374,787 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円

※端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
堺市	52.5歳	287人	372,577円	452,568円	436,209円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.6歳	60人	368,787円	472,295円	437,641円	廃棄物処理業 従業員	44.2歳	299,900円	1.57
うち用務員	53.1歳	97人	375,500円	439,816円	437,844円	用務員	54.5歳	213,800円	2.06
うち自動車運転手	58.4歳	3人	418,567円	518,922円	487,899円	自家用常用自動車 運転者	57.9歳	298,800円	1.74
うちその他	52.4歳	127人	371,048円	451,421円	433,063円	—	—	—	—
政令市平均	45.7歳	1,843人	324,333円	411,827円	382,931円	—	—	—	—
大阪府	47.3歳	1,083人	299,054円	381,160円	350,859円	—	—	—	—
国	49.2歳	4,429人	285,548円	—	322,737円	—	—	—	—

※端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較 (千円)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
堺市	—	—	—
うち清掃職員	7,617.8	4,156.3	1.83
うち用務員	7,234.9	3,025.3	2.39
うち自動車運転手	8,449.8	4,169.3	2.03
うちその他	7,367.9	—	—

※ 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されている大阪府(大阪府のデータがない区分については全国)のデータ(平成18年～20年の3ヶ年平均)を記載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職 高等学校

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
※ 堺 市	44.1 歳	320,807 円	406,267 円
政令市平均	45.9 歳	401,708 円	498,583 円
大阪府	46.8 歳	363,598 円	450,631 円

※期限付講師等を含む

④教育職 幼稚園

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	39.1 歳	290,599 円	354,379 円
政令市平均	40.1 歳	329,452 円	385,310 円
大阪府	43.3 歳	335,629 円	409,767 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均月額です。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		堺 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	172,200(2種) 円
	高 校 卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	137,900 円	137,200 円
	中 学 卒	133,100 円	131,400 円	129,200 円
教 育 職 高等学校	大 学 卒	199,700 円	199,700 円	- 円
教 育 職 幼稚園	大 学 卒	199,700 円	199,700 円	- 円
	短 大 卒	177,200 円	177,200 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

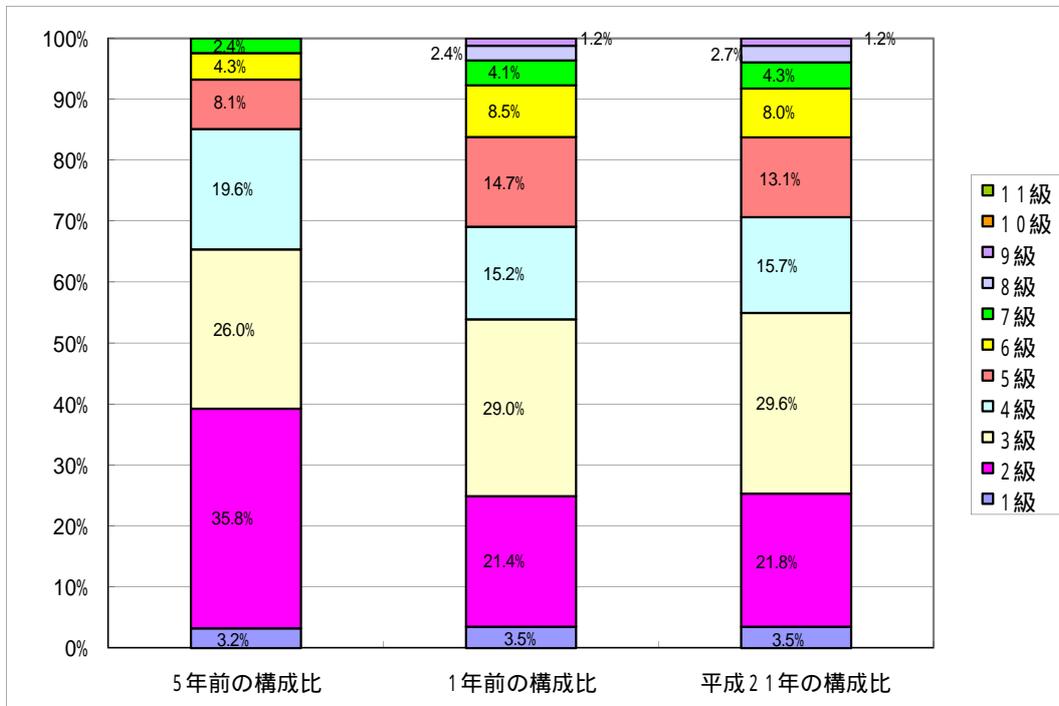
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	254,253 円	304,579 円	344,515 円
	高 校 卒	221,911 円	259,411 円	308,962 円
技能労務職	高 校 卒	216,225 円	275,775 円	287,433 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円
教 育 職 高等学校	大 学 卒	226,738 円	297,535 円	318,578 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	監・補佐官・局長・理事(局長級)	38 人	1.2%
8 級	部長・理事	86 人	2.7%
7 級	部次長・副理事・総括課長	136 人	4.3%
6 級	課長・参事	252 人	8.0%
5 級	困難課長補佐・困難主幹	409 人	13.1%
4 級	課長補佐・主幹・困難係長・困難主査	492 人	15.7%
3 級	係長・主査・主任	926 人	29.6%
2 級	主事・技師	683 人	21.8%
1 級	主事・技師	109 人	3.5%

(注) 1 堺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(高等学校事務職員を除く)です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に7等級制から11級制に変更し、更に平成18年10月に11級制から10級制に変更しています。(新給料表の10級は現在該当者なし)

【参考】

旧給料表1(一)等級	⇒	旧給料表11級	⇒	新給料表9級
旧給料表1(二)等級	⇒	旧給料表10級	⇒	新給料表8級
旧給料表1(三)等級	⇒	旧給料表9級	⇒	新給料表7級
旧給料表2等級	⇒	旧給料表8級	⇒	新給料表6級
		旧給料表7級	⇒	新給料表5級
		旧給料表6級	⇒	新給料表4級
旧給料表3等級	⇒	旧給料表5・4級	⇒	新給料表3級
旧給料表4等級	⇒	旧給料表3級	⇒	新給料表2級
旧給料表5等級	⇒	旧給料表2・1級	⇒	新給料表1級

(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

- 昇給日前1年間の勤務状況をもとにした所属長による昇給判定と、勤務実績に基づく3区分の昇給を行っています。
- 昇給区分

区分	昇給する号給数		備考
	55歳未満	55歳以上	
1(標準)	4号給	2号給	良好
2	2号給	1号給	やや良好でない
3	昇給しない	昇給しない	良好でない

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

堺市	大 阪 府		国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,801 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,826 千円		—
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分		(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 支給対象期間における勤務実績に応じて支給額の減額を行っています。

(2) 退職手当(平成21年4月1日現在)

堺 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	53.50 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額(平成20年度実績)	10,165 千円(自己都合) 25,157 千円(勸奨・定年)		1人当たり平均支給額(平成19年度)	3,939 千円(自己都合) 30,845 千円(勸奨) 24,501 千円(定年)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度中に退職した普通会計における全職種にかかる職員に支給された事由別の平均額です。

(3) 地域手当(普通会計)

(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)			24億3744万9千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)			※1 434,498 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	5,462 人	10 %	10 %
本市(医師)	15 人	15 %	15 %
東京都特別区(東京事務所)	13 人	18 %	17 %

※1 外郭団体等への派遣職員を除く正規職員の平均支給額

※2 外郭団体等への派遣職員(122人)を除く

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	10 %	10 %
本市(医師)	15 %	15 %
東京都特別区(東京事務所)	18 %	18 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)	154,160 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	108,258 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	25.0 %		
手当の種類(手当数)	25 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	①税務部又は債権回収対策室に勤務する職員 ②保険年金課、地域福祉課(収納対策業務に従事する職員に限る)又は、国保収納監理課に勤務する職員その他市長が認める職員	市税又は国民健康保険に関する事務業務	①検査又は調査 日額 250円 徴収 日額 250円 差押 1件 250円 ②徴収 日額 250円 差押 1件 250円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事する職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。)において行われる業務に従事する場合	①正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 1,100円 ②正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 730円 ③正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 410円
社会福祉等業務従事手当	(1)生活援護第一課、生活援護第二課及び生活援護課に勤務する右記業務に主務者としてつばらに従事する職員 (2)子ども相談所に勤務し、右記業務に従事するもの	(1)社会福祉法第15条第3項もしくは第4項に規定する業務に専ら従事するものうち、生活保護法第27条又は第27条の2に規定する業務に従事するもの (2)児童福祉法第11条第1項第2号の事務業務に従事するもの	日額 250円
行旅死病人取扱業務手当	福祉推進部(高齢福祉課、障害福祉課及び生活援護管理課に限る)、保険年金部(介護保険課に限る)または保健福祉総合センター(保健センターを除く)に勤務する職員	行旅病人または行旅死亡人の救護および収容等の業務	行旅病人の場合 1件 800円 行旅死亡人の場合 1件 2,000円
精神保健福祉等業務従事手当	右記業務に従事する職員	(1)精神保健及び障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定による診察の立会いに従事するもの (2)法第29条の2の2の規定に基づく緊急措置入院のための移送業務に従事するもの (3)法第34条の規定に基づく医療保護入院等のための移送業務に従事するもの	日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	(1)動物指導センターに勤務する職員 (2)食品衛生課に勤務する職員 (3)健康部及び保健センターに勤務する職員 (4)市立堺病院に勤務する職員(医師及び歯科医師を除く) (5)健康部に勤務する職員で右記業務に従事する職員	(1)狂犬病の予防等に関する業務 (2)と畜検査の業務 (3)感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という)第6条第1項に規定する感染症(三類感染症、四類感染症および五類感染症を除く。以下「感染症」という)の患者の救護等の業務 (4)感染症の患者の看護等の業務に従事する職員 (5)害虫、ねずみ等に関する苦情相談、指導啓発若しくは駆除又は浸水等による消毒に関する業務	(1)保護収容等1件につき 犬・成猫 1,000円 子猫 300円 その他の職員 日額 300円 (2)日 額 400円 (3)日 額 290円 (4)日 額 290円 (5)日 額 300円
放射線取扱手当	健康部、保健センター及び市立堺病院に勤務する職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務	日 額 230円
斎苑業務手当	斎場に勤務する職員	斎場に関する業務	炉の使用に係る業務に従事する職員 炉使用1件 1,000円 その他の職員 日額 300円 火葬に係る業務に従事する職員 日額 500円
環境事業業務従事手当	(1)環境事業所に勤務する職員 (2)クリーンセンター管理課、南工場及び東工場に勤務する職員 (3)循環型社会推進室又は環境事業推進センターに勤務する職員並びに市長が認める職員 (4)クリーンセンター管理課、東工場、南工場、南部処理場、浄化ステーション又は自治推進課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(1)廃棄物の収集運搬に関する業務 (2)廃棄物の焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する作業 (3)専ら廃棄物の処理または資源化処理の作業 (4)廃棄物の収集、焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する作業	(1)日 額 1,000円 半日500円 (2)(3)(4) 日 額 300円
用地交渉等手当	用地第一課又は用地第二課に勤務する職員または任命権者が認めるもの	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務	1日 650円 (深夜の場合650円にその50/100を加算)
危険作業従事手当	(1)公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員 (2)地域整備事務所又は自転車対策事務所に勤務する職員 (3)(4)地域整備事務所、自転車対策事務所又は公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(1)地上又は水面上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う業務 (2)交通遮断することなく行う、道路(一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。)の維持修繕等の業務 (3)チェーンソー、刈払機その他これらに類するものを使用する業務 (4)シンナーその他の有機溶剤等の薬剤を使用する業務	日 額 100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊で一時的な業務に支給する手当	右記業務に従事する職員	一時的に発生する業務のうち、前記までに掲げる手当の対象となるものと同等以上の危険、不快、不健康または困難な業務その他著しく特殊なものであると市長または上下水道事業管理者が特に認める場合	当該業務の特殊性に応じてその都度市長または上下水道事業管理者が定める
機関手当	消防職員で右記業務に従事する職員	消防用自動車等の運転業務等	①大型自動車又は中型自動車のうち消防局長が別に定める車両の機関員 ②消防艇の船長又は機関長 1日 240円 ③消防自動車、救急自動車、指揮車その他消防局長が別に定める車両の機関員(①を除く) 1日 120円
海技手当	消防職員で右記業務に従事する職員	消防艇に乗り組み、操舵員又は機関員の業務	1日 120円
指令管制手当	通信指令課に勤務する職員で右記業務に従事する職員	指令管制業務	1日 120円
調査手当	警防課に勤務する職員で右記業務に従事する職員	火災原因等の調査業務	1日 120円
救急手当	(1)消防職員のうち救急救命士の資格を有する職員で、救急自動車に乗車する職員 (2)上記以外の救急隊員で、救急自動車に乗車する職員	救急業務	(1)1日 350円 (2)1日 120円
高所作業手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	はしご付消防自動車、はしご水槽付消防ポンプ自動車等に乗り組み、高所において消火及び救助等の業務	1日 60円
救助隊員手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	(1)特別高度救助隊に属する職員で、救助工作車に乗り組み、救助活動に従事する場合 (2)消防署の救助係に属する職員で、救助工作車に乗り組み、救助活動に従事する場合 (3)本署に配置されている水槽付消防ポンプ自動車又ははしご水槽付消防ポンプ自動車に乗り組む場合	(1)1日 240円 (2)1日 180円 (3)1日 120円
査察等の手当	(1)予防部又は消防署の予防課に勤務する職員 (2)警防課開発指導係の職員 (3)上記以外の消防職員で右記業務に従事する職員	消防法に規定する消防対象物又は貯蔵所等への立入検査、完成検査等の業務	1日 100円
活動手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	(1)消防活動 (2)救急活動 (3)潜水活動に從事した場合	(1)従事した時間が3時間以下の場合にあつては400円、3時間を超える場合にあつては3時間を超える1時間につき100円を加算した額 (2)救急救命士の資格を有する職員 1回につき510円 救急隊員が救急活動に従事した場合 1回につき100円 (3)1回 1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
隔日勤務等従事手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	当務(正規の勤務時間が午前9時から翌日の午前9時までに割り振られた勤務)に従事した場合	1当務 520円
夜間教育等勤務手当	夜間高校に勤務する一般行政職員	夜間高校における業務	日額 500円
教員特殊業務手当	高等学校、幼稚園または養護学校に勤務する教育公務員	<p>(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの</p> <p>イ.非常災害時における児童(幼児を含む)もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>ロ.児童または生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務</p> <p>ハ.児童または生徒に対する緊急の補導の業務</p> <p>ニ.生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>(2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの</p> <p>(3)別に定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの</p> <p>(4)学校の管理下において行われる部活動における児童または生徒に対する指導業務で、週休日、指定日等または四時間勤務日に行うもの</p> <p>(5)入学試験に係る受験生の監督、採点または合否判定の業務で週休日、指定日等または四時間勤務日に行うもの</p>	<p>(1)日額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週休日または指定日等で従事時間が8時間以上 ・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が7時間以上 ・週休日、指定日等、四時間勤務日以外の日で正規の勤務時間以外の従事時間が6時間以上 <p>イ 3,200円 (被害が特に甚大な場合 6,400円)</p> <p>ロ、ハ 3,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週休日または指定日等で従事時間が5～8時間 ・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が4～7時間 ・週休日、指定日等、四時間勤務日以外の日で正規の勤務時 <p>イ 1,600円 (被害が特に甚大な場合 3,200円)</p> <p>ロ、ハ 1,500円</p> <p>(2)(3)日額 8時間以上 1,700円</p> <p>(4)日額</p> <ul style="list-style-type: none"> 週休日または指定日等で従事時間が6時間未満 2,000円 6時間以上 2,500円 四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が引き続き4時間以上 1,700円 <p>(5)日額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週休日または指定日等で従事時間が8時間以上 ・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が8時間以上 900円
教育業務連絡指導手当	主任等(教務主任、ほか8主任)	教育業務連絡指導に係る業務	日額 200円

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(20年度決算)	1,181,491 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	※ 287 千円
支給実績(19年度決算)	923,727 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	※ 230 千円

※管理職員及び外郭団体などへの派遣職員を除く正規職員の平均

(6) その他の手当(21年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度普通会計決算)		
扶養手当	千円		異なる	本市6,000円 支給部分について国は 6,500円支給	701,016 千円	230,673 円	
	配偶者	13,000					
	その他の 扶養親族	1人目					6,000 (6,500)
		配偶者がいない1人目					11,000
		2人目から1人につき					6,000
		満16歳から22歳の加算					5,000
()内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額							
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家でかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		256,520 千円	194,039 円		
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	異なる	2. について 2,000～24,500円を支給	796,187 千円	160,005 円		
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円	異なる	官職に応じてその者の給料月額25%以内	579,812 千円	829,488 円		
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×135/100	同じ		358,580 千円	52,225 円		
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		29,095 千円	76,165 円		

1

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度普通会計決算)
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		4,386 千円	487,333 円
宿日直手当	・危機管理に伴う宿日直 6,700円 ・上記以外の宿日直 2,200円 ・常直 7,700円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	異なる	・宿日直 4,200円 ・農場等当直 5,100円 ・研修施設等当直 5,900円 ・医師の当直 20,000円 ・常直 21,000円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	6,464 千円	7,255 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上(6時間以内) 10,000円 (6時間以上) 15,000円 校長(6時間以内) 7,000円 校長(6時間以上) 10,500円 教頭(6時間以内) 6,000円 教頭(6時間以上) 9,000円	異なる	6時間以内 4,000円から 18,000円 6時間以上 6,000円から 27,000円	9,015 千円	33,266 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校教育職員に支給 給料月額額の10/100(定時制手当受給者は6/100)	同じ		15,444 千円	230,507 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校教職員に支給 日額 1,500円	異なる	給料月額額の10/100	23,144 千円	350,667 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校の教職員に支給(高等学校教職員は権衡職員として支給) 職務の級及び号給に応じて定める額(定時制手当受給者は3/4、産業教育手当受給者は2/4)	同じ		44,893 千円	171,347 円
教育業務連絡指導手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給 日額 200円	同じ		438 千円	10,186 円

注 1 支給実績(20年度決算)は、再任用短時間及び任期付短時間勤務職員への支給分を除く

5 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,190,000 円	(参考)政令市における最高/最低額 1,453,000 円/ 1,071,000 円
	副 市 長	990,000 円	1,168,000 円/ 912,000 円
報 酬	議 長	950,000 円	1,200,000 円/ 778,000 円
	副 議 長	850,000 円	1,080,000 円/ 700,000 円
	議 員	780,000 円	970,000 円/ 648,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副 市 長	(20年度支給割合) 4.5 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(20年度支給割合) 4.5 月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×47/100	(1期の手当額) 26,846,400
	副 市 長	給料月額×在職月数×3384/10000	16,080,768
	備 考	(支給時期) 任期毎 任期毎	
市長と副市長の退職手当額の算定については、当分の間、「100分の50」を「100分の47」と、「100分の36」とあるのは「10000分の3384」とそれぞれ読み替えて適用しています。			

- (注) 1 市長及び副市長の給料の()内は減額措置を行う前の金額です。
 2 市長及び副市長の退職手当。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 4 市長及び副市長の退職手当については、平成22年1月1日以降、現市長の任期中は不支給としています。

6 職員数の状況

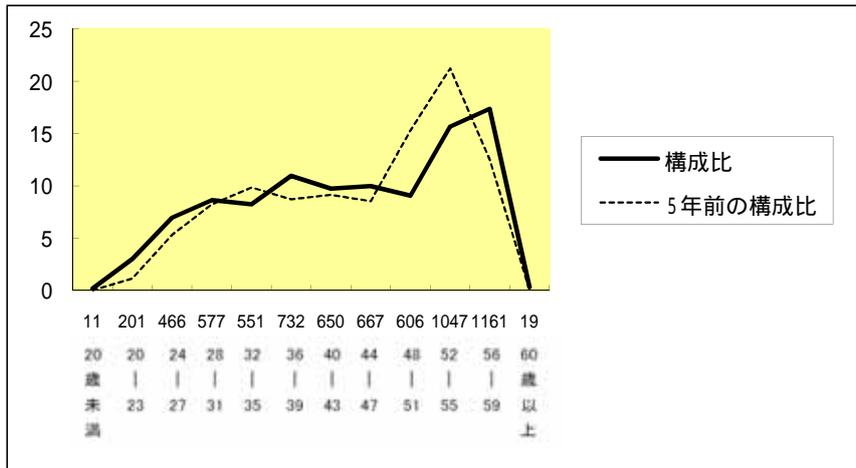
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年		
普 通 会 計 部 門	議会	28	28	0	
	総務	840	805	△ 35	業務の見直しによる減員
	税務	274	265	△ 9	業務の見直しによる減員
	労働	11	11	0	
	農林水産	43	43	0	
	商工	76	73	△ 3	業務の見直しによる減員
	土木	685	667	△ 18	公園維持管理業務等の民間委託による減員
	民生	1,159	1,087	△ 72	八田荘老人ホームの指定管理者制度の導入等による減員
	衛生	713	701	△ 12	業務の見直しによる減員
	計	3,829	3,680	△ 149	<参考> 人口1万人当たり職員数 44 人
	教育部門	835	786	△ 49	
	消防部門	0	936	936	
	小 計	4,664	5,402	738	<参考> 人口1万人当たり職員数 65 人
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	534	562	28	看護師の補充等による増員
	水道	293	282	△ 11	体制の見直しによる減員
	下水道	297	280	△ 17	体制の見直しによる減員
	その他	167	162	△ 5	
	小 計	1,291	1,286	△ 5	
合 計		5,955 [6629]	6,688 [7060]	733	<参考> 人口1万人当たり職員数 80 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 平成20年10月、市消防局が設置されたことにより消防部門の職員数が増加しています。

(2)年齢別職員構成の状況(平成21年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	11人	201人	466人	577人	551人	732人	650人	667人	606人	1,047人	1,161人	19人	6,688人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
6,310人	5,679人	631人	10.0%

(参考)定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月	平成24年4月	集中改革プランの目標数値である631人をさらに上回る数値

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	17年計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年計	(参考)数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	4,032	4,029	3,963	3,829	3,680	—	
	増減		▲3	▲66	▲134	▲149	▲352	
教育	職員数	951	951	887	835	786	—	
	増減		0	▲64	▲52	▲49	▲165	
消防	職員数	0	0	0	0	936	—	
	増減		0	0	0	936	936	
公営企業等会計	職員数	1,327	1,307	1,317	1,291	1,286	—	
	増減		▲20	10	▲26	▲5	▲41	
計	職員数	6,310	6,287	6,167	5,955	6,688	—	5,679
	増減		▲23	▲120	▲212	733	378	-(59.9%)

(注) 計画期間は、17年～22年の5年間です。

(注) (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

(注) 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を表示しています。

(注) 平成20年10月、市消防局が設置されたことにより消防部門の職員数が増加しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

後日公表いたします

(2) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
20年度	17,627,164	1,007,615	2,829,771	16.1	15.8

区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				一人当たり 給与費 B/A 千円	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
20年度	288	1,244,411	374,583	563,490	2,182,484	7,578	7,103

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成21年3月31日現在の人数です。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市水道事業	42.6 歳	411,161 円	631,506 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺市		堺市(公営企業以外)	
1人当たり平均支給額(20年度) 1,854 千円		1人当たり平均支給額(20年度) 1,801 千円	
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分		(20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(水道事業会計)に同じ	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 堺市(水道事業会計)に同じ	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(21年4月1日現在)

堺市		堺市(公営企業会計以外)	
(支給率)	自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分	(支給率)	自己都合 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算	その他の加算措置	病気特別退職時2%加算
1人当たり平均支給額	25,386 千円(勤奨・定年)	1人当たり平均支給額	10,165 千円(自己都合) 25,157 千円(勤奨・定年)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		134,609 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		442,791 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	310 人	10%

(2 2 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
堺 市	10 %	10 %

エ 特殊勤務手当 (2 1 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (2 0 年度決算)		851,640 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (2 0 年度決算)		13,518 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2 0 年度)		20.3 %	
手当の種類 (手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	営業課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき250円
環境事業業務従事手当		次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日1日につき300円
夜間特殊業務手当	給排水設備課・排水計画課・工務第一課・工務第二課・維持管理課・排水管理課職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	配水管理課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき230円
用地交渉等手当		事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績 (2 0 年度決算)	120,936 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (2 0 年度決算)	390 千円
支給実績 (1 9 年度決算)	122,198 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (1 9 年度決算)	401 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)	
扶養手当	千円		同じ	45,444 千円	229,516 円	
	配偶者	13,000				
	その他の 扶養親 族	1人目				6,000 (6,500)
		配偶者がいない 1人目				11,000
		2人目から1人 につき				6,000
		満16歳から22 歳の加算				5,000
()内は、扶養親族でない 配偶者を有する場合の手当 額						
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家であ かつ世帯主 月額 2,500円	同じ		14,569 千円	189,202 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が 片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ 月毎に支給(月額55,000円 限度) 2. 自動車等の使用者 距 離に応じて支給 (※3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		41,861 千円	147,398 円	
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円	同じ		21,316 千円	888,167 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たり の支給額×25/100	同じ		1,847 千円	33,582 円	

(3) 下水道事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
20年度	23,429,826	109,654	3,256,499	13.9	14.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	292	1,312,729	373,285	590,619	2,276,633	7,797	7,103

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成21年3月31日現在の人数です。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市下水道事業	47.7 歳	429,448 円	649,724 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺 市	堺市（公営企業以外）
1人当たり平均支給額（20年度） 1,899 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,801 千円
（20年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.6）月分 （0.75）月分	（20年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 堺市（下水道事業会計）に同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 堺市（下水道事業会計）に同じ

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（21年4月1日現在）

堺 市	堺市（公営企業会計以外）
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 24,660 千円 （全退職者の平均）	（支給率） 自己都合 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 10,165 千円（自己都合） 25,157 千円（勤続・定年）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

（21年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）		143,667 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		454,642 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
堺 市	10 %	312 人	10 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
堺 市	10 %	10 %

工 特殊勤務手当（21年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）		9,724 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		75,969 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（20年度）		40.5 %	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	給排水設備課・下水道業務課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき250円
環境事業業務従事手当	下水処理場・下水道管理事務所・下水道水質対策課職員	次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日 1日につき300円
夜間特殊業務手当	下水処理場職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	下水道水質対策課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき230円
用地交渉等手当	下水道計画課職員	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	96,289 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	304 千円
支給実績（19年度決算）	96,238 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	298 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)	
扶養手当	千円		同じ	53,704 千円	239,750 円	
	配偶者	13,000				
	その他の 扶養親 族	1人目				6,000 (6,500)
		配偶者がいない 1人目				11,000
		2人目から1人 につき				6,000
		満16歳から22 歳の加算				5,000
()内は、扶養親族でない 配偶者を有する場合の手当 額						
住居手当	1.月額12,000円を超える家 賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家で かつ世帯主 月額 2,500円	同じ		13,473 千円	174,974 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が 片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月 毎に支給(月額55,000円 限度) 2. 自動車等の使用者 距 離に応じて支給 (※3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		40,823 千円	136,990 円	
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000 円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円	同じ		17,111 千円	814,810 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たり の支給額×25/100	同じ		7,830 千円	279,643 円	